

1 歳未満の出生届出後に申請(特急発行)

特急発行による申請をご希望の場合は、ご本人と法定代理人(親権者など)の来庁および本人確認書類をお持ちいただく必要があります。

本人確認書類 ※有効期間内かつ住民票に記載されている最新の内容と一致しているもの

■ カード名義人 ①A2 点 ②A1 点+B1点 ③B2 点の際は照会兼回答書送付いたします。

A	B
☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 在留カード ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳	☐ 健康保険証 ☐ 資格証明書 ☐ 医療費助成受給者証 ☐ 母子手帳(出生届出済証明書欄に証明があり, 現在の氏名と一致するもの)

■ 法定代理人(親権者など)

(ア)法定代理人(親権者など)の資格確認(以下のいずれか)

- ☐ (法定代理人が世帯主の場合)住民票上の続柄で資格を確認
- ☐ (紫波町に本籍がある場合)戸籍記載事項で資格を確認
- ☐ (紫波町に本籍がない場合)戸籍謄本の提示
- ☐ (同一世帯で紫波町に本籍がなく、戸籍謄本の提示がない場合)誓約書の提出

法定代理人の本人確認 ①A2 点 ②A1 点+B1点 ③B2 点の際は照会回答書送付いたします。

A	B
☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	☐健康保険証 ☐資格証明書 ☐介護保険証 ☐年金手帳 ☐医療費助成受給者証 ☐母子手帳(出生届出済証明書欄に証明があり, 現在の氏名と一致するもの) ☐学生証 ☐社員証 ☐年金手帳 ☐年金証書 ☐年金振込通知書 ☐年金額改定通知書

(注)B は氏名+生年月日もしくは住所の記載されているものに限りです。

原則、住所地への郵送となりますが、希望があれば里帰り先などへの送付も可能です。希望する場合は、申請書に送付先住所・理由を記入してください。

出生届提出後に住所地で住民登録がなされてから約 1 週間程度で簡易書留(転送不要)にてマイナンバーカードが発送されます。

1 歳未満の方は顔写真なしのマイナンバーカードとなりますので、顔写真の用意は不要です。

紫波町役場 町民課 住民係
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3-1
TEL:019-672-2111